

京都市監査委員告示第1号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成19年7月18日

京都市監査委員 棕 田 知 雄
同 柴 田 章 喜
同 江 草 哲 史
同 藤 井 昭

1 氏名及び住所

氏 名	住 所
中野 雄介	京都市北区上賀茂高縄手町52番地1
小西 一成	京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町 522番地1 アンビエント京都駅前408号
中村 佳央	京都市中京区室町通六角下る鯉山町518 ローレルコート室町1003
村尾 慎哉	滋賀県大津市仰木の里東6丁目8番10号
林 徹郎	京都市左京区下鴨北園町36番地3
千代田邦夫	京都市右京区梅津大縄場町6番地の6 嵐山ロイヤルハイツ3号棟301

2 事務を補助できる期間

平成19年7月18日から平成20年3月31日まで

(監査事務局第一課)